

●働き方税制Q A（「平成31年3月29日付厚生労働省医療勤務環境改善推進室事務連絡」を抜粋、一部改変）

番号	分類	質問	回答
1	医師等勤務時間短縮計画	計画の様式では、「計画の対象医師（時間外・休日労働時間が直近3ヶ月平均60時間以上）」となっているが、当該医療機関に直近3ヶ月平均60時間以上の医師がいない場合は計画の対象になるのか。	<p>基本的には時間外・休日労働時間が多い医師を減らすための計画を策定してもらうことにより税制上の対応をすることを目的としており、そうした医療機関に取り組んでいただきたいと考えている。しかし、計画自体は、少しでも医師の時間外・休日労働時間を短縮しようとしているのであれば、作ってはいけないものではなく、法令上もそれを除いてはいないことから、当該医療機関は対象外とはならない。</p> <p>なお、医師の長時間労働を短縮する際、女性医師の勤務負担軽減（短時間勤務等）により、女性医師の活躍が期待されることで、それ以外の医師の勤務負担軽減にもつながることから、女性医師の勤務時間についての計画を負担軽減と合わせて記載し、推進することも差し支えない。</p> <p>また、医師以外の職種は必須ではないが、合わせて時間外・休日労働の多い医療従事者についての労働時間短縮を行う場合には、同様に記載し、推進することも差し支えない。</p>
2	医師等勤務時間短縮計画	計画策定後、勤務時間短縮用設備等の取得が遅れ、次事業年度に供用した場合は、その適用はいつになるか。	<p>供用した年度の税制に沿って特別償却制度を適用することになり、次事業年度において特別償却できる場合には、次事業年度終了後の青色申告に記載する。</p>
3	医師等勤務時間短縮計画	計画の確認を受け、税務署に青色申告した後、計画の修正を受け、追加的に必要な勤務時間短縮用設備等が生じた場合には、追加で特別償却の対象となるが、事業年度をまたいだ修正の場合はどのようになるのか。	<p>青色申告は、取得等して用に供した場合に計上することになるが、事業年度をまたいで計画を修正し、対象となる勤務時間短縮用設備等が追加され、用に供した場合には、設備ごとに、その用に供した事業年度分として青色申告することになる。（計画に修正の日付と内容を記載することで、税務署が、対象機器として医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）等が確認したものであるか確認できるようにする）</p>

4	医師等勤務時間短縮計画	勤改センター及び都道府県の確認前に計画に記載した勤務時間短縮用設備等を供用した場合には税制上の適用はどうか。	あくまで都道府県の確認を受けた計画に基づき取得した勤務時間短縮用設備等が該当になるため、当該勤務時間短縮用設備等に特別償却は適用されない。
5	勤務時間短縮用設備等	類型1～5において明示していない設備等については「従来の製品より3%以上の効率化を謳っていることを要件とする。比較対象の製品としては、当該勤務時間短縮用設備等の購入時から法定耐用年数を遡った時点での同一製造メーカーの製品とする」について、法定耐用年数5年の医療機器があり、2019年に購入するとした場合、2014年以前の日モデルと比較になるのか。	そのとおり。
6	勤務時間短縮用設備等	その場合、2000年、2010年にモデルチェンジの機器について2010年モデルを購入する際、2000年モデルと比較するのか。	新たに購入するものと、2014年時点でのモデルと比較。

7	勤務時間短縮用設備等	2013年、2015年、2017年にモデルチェンジ、2017年モデル購入する場合は3世代前の2013年モデルと比較するのか。	そのとおり。
8	勤務時間短縮用設備等	類型1～5において明示していない設備等については「3%以上の効率化を謳っていることを要件」としているが、効果をうたっていない製品は対象外か。	そのとおり。ただし、学術論文等でその効果が示されているものであれば、代替可能であり、メーカーや医療機関がそれを説明する文書を添付すれば対象となる。
9	勤務時間短縮用設備等	なぜ「類型1～5において明示していない設備等」は3%省力化を証明する必要があるのか。	その効果等があらかじめ想定されると思われるものは通知に記載しているため、それ以外の設備等については、「医師の労働時間短縮に資する」ことを説明している機器であることの根拠を示す必要がある。
10	勤務時間短縮用設備等	全くの新規製品の場合は、同製品導入前の事務作業との比較はどのように比較をすればよいか。	基本的には製品がない場合に比べ、一部の行程でも機械化できるならば、その行程については負担軽減され、それに係る時間の全部又は一部が短縮されることになると考えられる。
11	勤務時間短縮用設備等	もともと当該医療機関において更新予定だった機器の場合、現在あるものと同じ機種でも対象か。	更新する場合、何らかの劣化があったことが想定されるため、通知に記載の効果が見込めるのであれば対象となりうる。なお、こうした機器は、同じ機器であっても、通常、性能が徐々に改善されることが多いと考えられる。
12	勤務時間短縮用設備等	電子カルテなどを導入する際には、複数の機器を組み合わせで導入しなければ計画に記載する効果を得られないことが想定されるが、その場合はどのような計画になるのか。	通常、1組又は1式で購入するような機器については、「1組又は1式」という購入方法で差し支えない。このため、計画にも、導入する機器については「1式」等と記載することになる。
13	フォローアップの報告	報告書（フォローアップの記録）が当初計画に記載していた目標の数値に達していない場合には、計画書の税制に係る効果は取り消されるものか。	取り消しはされない。まずは医師の労働時間短縮に向け取り組むことが重要であり、もし労働時間の短縮の効果が見られない場合には、その原因について当該医療機関へ勤改センターから助言等の支援を行うことで改善を図ることとなる。

14	その他	複数県にまたがり医療機関を設置する法人について申告は法人単位、医師勤務時間短縮計画は医療機関単位になると思うが、法人本部が所在しない都道府県にある医療機関の医師勤務時間短縮計画については、それぞれの都道府県の承認を受けることとなるのか。それとも、法人本部が所在する都道府県で一括して行うこととなるのか。	医療機関が所在するそれぞれの都道府県の承認を受ける。例えば、東京都に法人本部があり、神奈川県に医療機関が神奈川県に医師勤務時間短縮計画を提出して承認をもらったとして、税務署へは、神奈川県の勤改センターの承認書を書類として法人本部のある東京都の税務署に提出。 (短縮計画は医療機関単位であるが、税務署への申告は法人単位。)
15	その他	勤改センターに相談されずに医療機関が自主的に「医師等勤務時間短縮計画」の様式に沿って内容が適確に記載された計画書を勤改センターに提出した場合、助言したこととなるのか。	その場合は、提出された計画書で不備があれば当該医療機関に助言し修正等求め、特に計画の内容に触れることがない場合は、当該計画書を確認したことをもって助言とし、都道府県における所定手続きを経て当該医療機関に返すことで差し支えない。
16	その他	特別償却の税制優遇を受けられる設備等は、中古で取得したものも対象となるのか。	中古は対象外。
17	その他	C T、M R Iなどは、既存の高額医療機器の特別償却制度にもあるが、勤務時間短縮用設備等として取得した場合は12%ではなく15%の償却率が適用されるのか。	通常の高額医療機器の特別償却として取り扱う場合には12%の償却率が適用され、15%の償却率は適用されないが、勤務時間短縮用設備等として医師勤務時間短縮計画に記載され、今般の税制上の手続きが行われる場合には15%の償却率が適用される。ただし、12%の償却率を併用することはできない。
18	その他	何らかの補助金等を活用したものであっても対象となるのか。	何らかの補助金等を活用したものであっても対象になるが、通常、会計基準によって、購入金額から補助金分を差し引いた、いわゆる圧縮記帳方式等で当該法人の財務諸表が作成されるため、補助金が充てられている部分に対して税制優遇が適用されることはない。